

**福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
交付対象者募集に関するQ & A 【令和4年度既卒者枠募集】**

1 募集対象者・交付対象者について

No	質問	回答
1	「募集対象者」と「交付対象者」の違いは何ですか。	「募集対象者」は本事業の応募資格を有する方のことです。応募いただき、選考の結果、補助金による支援が適当と認められた方のことを「交付対象者」といいます。
2	福島県出身者ではないが、募集対象者となりますか。	なります。本県産業の将来を担う人材を募集し、本県に定着していただくことを目的としており、出身地や在籍した大学等の所在地は問いません。
3	福島県内で働きたいと考えているが、現時点でははっきりしません。応募できますか。	応募時点において、募集要項の「募集対象者」の要件を満たせば応募できます。 なお、交付対象者として認定を受けたあと、やむを得ない事情により、福島県で暮らし、働くことができなくなった場合には、廃止の届け出をしていただきます。
4	在籍した学部等に指定はありますか。	学部の指定はなく、文系、理系も問いません。
5	福島県内に事業所がある企業へ就職し、県内への配属を希望したが、県外に配属されたり転勤を命じられたりした場合はどうなりますか。	交付対象者としての認定は10年間（120ヶ月）有効です。会社の都合により県外で勤務することになった場合、有効期間内は交付対象者としての認定は取り消されませんが、県外勤務の期間は従事期間として通算されません。 なお、認定を継続するためには毎年状況報告を提出する必要があります。（Q6参照）
6	交付対象者として認定された後の手続きはありますか。	交付対象者として認定された後、補助金の交付を受けるまでの間、毎年5月10日までに、その年4月1日時点の在学状況や就職状況等について、所定の様式により報告をしていただきます。 正当な理由なく、報告がなかった場合は認定が取り消されますのでご注意ください。
7	応募書類の「奨学金返還証明書」とは何ですか。	日本学生支援機構へ申請することにより入手できます。 <u>奨学生証とは別のものです。</u> 申請方法については、日本学生支援機構のHPをご確認ください。 http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
 交付対象者募集に関するQ & A 【令和4年度既卒者枠募集】

		※申請後、届くまでに時間を要するので <u>応募締め切りまでに必要書類が揃うように余裕を持って申請してください。</u>
8	正規職員とはどういう雇用形態ですか。	いわゆる正社員など、期間の定めのない雇用により就職することをいいます。
9	市町村の奨学金返還支援制度と重複して補助金を受けられますか。	重複して受給することはできません。
10	応募すれば、必ず補助金を交付されますか。	応募書類（学業成績証明書や応募理由書）による書類審査を行い、交付対象者を決定しますので、必ずしも補助金を交付されるわけではありません。 審査の結果は郵送で通知いたします。
11	『既卒者』とはどのような人を指すのでしょうか	本事業への応募を行う年度の前年度までに、大学等※を卒業した方を指します。

“大学等”の定義について

以下の①～④のいずれかを指します

- ① 大学（短期大学を除く）
- ② 大学院の修士課程
- ③ 大学院の博士課程
- ④ 高等専門学校の専攻科

**福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
交付対象者募集に関するQ & A【令和4年度既卒者枠募集】**

2 支援対象となる産業について

No	質問	回答						
1	対象となる産業は何ですか。	<p>枠外の表【支援対象となる産業】をご確認ください。</p> <p>また、県内の製造業に関するポータルサイトがありますので、参考にしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>福島県ものづくり企業データベース http://www4.pref.fukushima.jp/maker</p> </div> <p>就職（希望）先が該当するかどうか不明な場合は、就職（希望）先の主な業務内容や製造している製品等を確認した上で雇用労政課までお問い合わせください。</p>						
2	製造業の場合も営業職や事務職は対象となりますか。	支援対象となる産業を営む企業であれば、対象となります。職種は問いません。						
3	「医療関連産業」は、医療機関に勤める看護師や、介護施設に勤めるヘルパー等は該当しますか。	<p>病院等の医療機関、介護施設等は、日本標準産業分類において「医療、福祉」に分類されるため、支援対象産業には該当しません。</p> <p>当制度で対象となるのは、「製造業」に該当する医療機器や医薬品等の製造を行う企業です。</p> <p>ふくしま医療機器産業推進機構のサイトも参考にしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>福島県医療産業企業データベース http://www.fmdipa.jp/db/index.php</p> </div>						
4	自らが事業主となる場合は支援対象となりますか。	登記事項証明書、確定申告書の写し等の提出により、支援対象産業であることが確認できた場合は、自らが事業主であっても支援対象となります。また家族従業員の場合も同様です。						
5	大学等を卒業後に、支援対象となる産業以外に就職した場合はどうなりますか。	その場合は補助要件を満たさなくなるので、交付対象者の認定廃止申請をしてください。						
6	地域資源を生かした産業分野の「サービス業」とはどのような業種を指すのでしょうか。	<p>原則として、日本標準産業分類における以下の中分類に当てはまる業種のことです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">コード</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">79</td> <td align="center">その他の生活関連サービス業</td> </tr> <tr> <td align="center">92</td> <td align="center">その他の事業サービス業</td> </tr> </tbody> </table>	コード	名称	79	その他の生活関連サービス業	92	その他の事業サービス業
コード	名称							
79	その他の生活関連サービス業							
92	その他の事業サービス業							
7	金融機関は対象となりますか。	対象となりません。						
8	農協は対象となりますか。	対象となりません。						
9	公務員は対象となりますか。	対象となりません。						

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
交付対象者募集に関するQ & A 【令和4年度既卒者枠募集】

支援対象となる産業

(1) 地域経済を牽引する成長産業分野

日本標準産業分類の「**製造業**」、「**電気・ガス・熱供給・水道業**」又は「**情報通信業**」に属し、かつ次に掲げる産業

- a. エネルギー関連産業 b. 医療関連産業（創薬関連含む） c. ロボット関連産業
d. 環境・リサイクル関連産業 e. 輸送用機械関連産業（航空宇宙関連含む）
f. 電子機械関連産業 g. ICT関連産業 h. 6次化関連産業

※この「医療関連産業」とは、医療機器メーカーや製薬会社等を想定しており、病院や歯科医などの医療機関は本事業の対象外となりますので御注意ください。

◎注意◎

日本標準産業分類における大分類「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」のいずれかに属することが前提となります。これらの分類に属さない場合、上記 a～h にあてはまる取組をしても本事業の対象とはなりません。

(2) 地域資源を生かした産業分野

以下の①～④のいずれかに該当する産業

- ① 上記（1）の a～h 以外の製造業
② 商業（卸売業・小売業）
③ サービス業
④ 観光産業（運輸業、宿泊業・飲食サービス業）

なお、（2）『地域資源を生かした産業分野』の企業に就職する場合は、“県内に本社を有する中小企業”のみが対象となります。本事業における“中小企業”の定義は、中小企業基本法に定められている「中小企業者」の範囲または「小規模企業者」の定義を準用することとします。詳細は以下の表のとおりです。

業種分類	中小企業者	小規模企業者
製造業 運輸業	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人	常時使用する従業員数が20人以下
卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人	常時使用する従業員数が5人以下
小売業 飲食サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人	
サービス業 宿泊業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人	

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
 交付対象者募集に関するQ & A 【令和4年度既卒者枠募集】

3 補助金について

No	質問	回答
1	いくら支援してもらえますか。(補助金額はいくらですか。)	既卒者の場合 応募時点での奨学金返還にかかる残額の1/2相当額となりますが、上限額があります。また、千円未満の端数は切り捨てます。
2	上限額はいくらですか。	既卒者の場合 1,000,000円
3	補助金はいつもらえますか。	補助金を支払うためには、対象産業の福島県内事業所で36箇月以上就業かつ福島県内に定住することが必要です。その要件を満たした日から起算して2箇月以内に補助金交付の申請をしていただいた後、支払います。 ※支援イメージ(例)をご覧ください。
4	補助金は誰に支払われるのですか。	交付要件を満たしていることを確認の上、県が日本学生支援機構に対して支払います。 ただし、申請時点で補助金額が返還する奨学金の残額を上回る場合(繰り上げ返済等により、学生支援機構への返済が終了している場合など)には、その差額を交付対象者へ直接支払います。 ※支援イメージ(例)をご覧ください。
5	福島県内事業所で5年(既卒者の場合は3年)以上の就業が難しくなったが、返還支援を受けることができますか。	3年間の就業要件を満たすことができなくなった理由が転勤や出向、倒産など、企業の都合による場合は、補助金の交付申請をすることができます。ただし、補助金額は、福島県内事業所での就業かつ定住した期間の月数を36ヶ月で除した額となります。 なお、交付対象者としての認定は、最初に就職した日から起算して10年間(120ヶ月)有効で、この期限内に要件を満たした場合は、補助金の申請ができることとなっています。

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
 交付対象者募集に関するQ & A 【令和4年度既卒者枠募集】

支援イメージ（例）

既卒者の参考事例

○貸与奨学金：月額 64,000 円 4 年間で 3,072,000 円 ○支援認定額：1,000,000 円（交付申請時点での返済残額×1/2）※上限 1,000,000 円 ○返済計画：18 年（月 14,222 円）		
2020 年 3 月	大学卒業	奨学金の貸与終了
2020 年 4 月	就職 1 年目（県外企業）	福島県外の企業に就職し、県外に定住
2020 年 10 月		奨学金の返済開始
2022 年 9 月	就職 3 年目（県外企業）	奨学金返還支援事業に応募
2022 年 11 月		交付対象者として認定を受ける
2023 年 2 月		福島県外の企業を退職
2023 年 3 月	就職 1 年目（県内企業）	福島県内の対象産業の企業に就職し、県内に定住
2026 年 4 月	就職 4 年目（県内企業）	定住及び就業期間 36 箇月（3 年）以上経過 実績報告等所定の手続き
①貸与総額 3,072,000 円 ②申請時点の既返済額 341,328 円【14,222 円×24 ヶ月(2020.10~2022.9)】 ③申請時点の返済残額 2,730,672 円【①-②】 ④交付決定時の既返済額 938,652 円【14,222 円×66 ヶ月(2020.10~2026.3)】 ⑤交付決定時の返済残額 2,133,348 円【①-④】 ⑥支援額（補助金額） 1,000,000 円【③×1/2】 ※支援額の上限は 1,000,000 円 ⑦補助後の返済残額 1,133,348 円【⑤-⑥】 残り 79 ヶ月で完済！		

**福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業
交付対象者募集に関するQ & A【令和4年度既卒者枠募集】**

4 その他

No	質問	回答
1	月の途中で入社したり異動や退社したりした場合の、就業期間の算定はどのようになりますか。	<p>入社月または異動月、退社月などに、1ヶ月に満たない端数を生じた場合は、これを合計した日数により以下のように計算してください。</p> <p>端数の合計日数が</p> <p>15日未満：切り捨て（0ヶ月）</p> <p>15日以上45日未満：1ヶ月</p> <p>45日以上：2ヶ月</p>
2	交付対象者の認定を受けた後、予定を変更し、大学院等へ進学した場合はどうなりますか。	<p>原則として、交付対象者の認定を取り消すこととなります。ただし、新たな進学先卒業（修了）後に対象産業の福島県内事業所で働くことを強く希望する場合のみ、交付対象者として認定継続することが可能です。</p> <p>いずれにしても、就職せずに進学する際には変更または廃止申請が必要となります。</p>
3	育児休暇、病気休暇等の期間は、補助金交付の要件となる5年（既卒者の場合は3年）に通算されますか。	<p>離職していなければ通算されます。</p>